

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和7年12月18日（木曜日）

厚生文教委員会

日時 令和 7 年12月18日（木曜日）午後 1 時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案審査

第146号議案	「質疑・討論・採決」
第147号議案	「質疑・討論・採決」
第148号議案	「質疑・討論・採決」
第149号議案	「質疑・討論・採決」
第150号議案	「質疑・討論・採決」
第151号議案	「質疑・討論・採決」
第166号議案	「質疑・討論・採決」
第167号議案	「質疑・討論・採決」
第168号議案	「質疑・討論・採決」
第169号議案	「質疑・討論・採決」
第170号議案	「質疑・討論・採決」
第171号議案	「質疑・討論・採決」
第172号議案	「質疑・討論・採決」
第173号議案	「質疑・討論・採決」
第174号議案	「質疑・討論・採決」
第175号議案	「質疑・討論・採決」
第177号議案	「質疑・討論・採決」
第178号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（8名）

委員長	小林秀徳	副委員長	竹下修平
委員	花畠志保	佐宗龍俊	柴田賢治郎
	山田辰也	鈴木達雄	滝川健司

欠席委員（1名）

委員	白頭聖志
----	------

傍聴者（なし）

説明員

健康福祉部、上下水道部、教育部、鳳来総合支所の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 阿部和弘 書記 山本真衣

開 会 午後 1 時30分

○小林秀徳委員長 それでは、ただいまから厚生文教委員会を開会します。

開会に当たりまして、本日は白頭聖志委員から欠席届が提出されておりますので御報告いたします。

これより、17日の本会議において、本委員会に付託されました第146号議案から第151号議案まで、第166号議案から第175号議案まで、第177号議案及び第178号議案の18議案について審査をします。

議案の審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第146号議案 新城市鳳来簡易給水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 本会議でも話になってたと思いますけど、施設として砂の入替えをされたということで、施設の状況についてこれでしばらくは値上げ、施設のリニューアル等ないとか、その辺の確認がしてあるのか伺いたと思います。

○小林秀徳委員長 請井鳳来地域課長。

○請井貴永鳳来地域課長 申出がありました組合との話し合いでございますが、組合でも繰越金というか積立で数年に1回の大きな、本会議答弁でも申し上げました砂の入替え等ございます。そちらも加味しまして、その他の急な修繕も加味しまして今回の申出ということになっておりますので、これで近々また値上げというようなことは想定しておりません。

以上です。

○小林秀徳委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 そういう意味では施設をどうこうということではなくて、向こうとの話し合いのみということで、事の流れを理解しての提案ということよろしいのか、確認

させてください。

○小林秀徳委員長 請井鳳来地域課長。

○請井貴永鳳来地域課長 大規模な修繕改修につきましては、負担金を1割負担していただくんですが、市として修繕をするものでございますので、この管理としては申出どおりということでやむを得ないと判断して今回の改正としております。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 本会議で戸数が15戸で21人という回答で、給水人口68人のままになってますけど、これは変えるつもりはないということなのか、どういう意味でこの68人は直さずに残してあるのかお伺いします。

○小林秀徳委員長 請井鳳来地域課長。

○請井貴永鳳来地域課長 こちらの条例上の給水人口につきましては、建設当時の許容ということで書いてあるものとしております。実際、現時点におきまして利用されている給水の戸数人口が本会議で答弁したとおりでございます。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ということは、設置当時がマックスで68人が年間生活できる水を供給できるという施設という意味で、その68人というのが残っているのかなと思うんですけども。

実際は、給水人口21人ということで、その辺は整合性取れるのか、余裕があると解釈すべきなのか分かりませんが、そういうことならいいですけども。

1万2千円から2万円になったということで、これは人口1人当たりではなくて戸数当たり2万円でいいわけですね。1戸、1家族に10人おろうが1人の家族であろうが、使用料は当然、違ってくるけど、関係なく年間2万円、そういう料金体系でよろしいですね。

○小林秀徳委員長 請井鳳来地域課長。

○請井貴永鳳来地域課長 今回の条例につき

ましては条例の上限額、使用料の別表に定めるのが上限額とされております。その範囲内で指定管理者が利用料金を定めるとなっております。

これまでの組合の利用料金としましては、委員申されるように、人数ではなく戸数で徴収しているとなっております。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと勘違いしてますけど、これ上限額ということは、2万円以内で組合で決める可能性があるということで理解してよろしいんですか。

例えば、今まで1万2千円だったけど1万5千円の可能性もあるという、その辺の範囲は組合員さんの自主的な判断に任せてあるということなんですか。

○小林秀徳委員長 請井鳳来地域課長。

○請井貴永鳳来地域課長 条例ですが、指定管理が定める利用料金というものが、その条例の別表に定めます使用料、上限とするとなっておりますので、委員がおっしゃるとおり、指定管理者がそれ以内であれば、利用料金を徴収できるということになっております。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

では、この施設の年間の維持費というのはどの程度かかっているのでしょうか。

これ、自然水だけで、電気だとか消毒系の費用だとかそういったもの含めて、電気は使っていないのかもしれませんが、年間維持費というのはどの程度かかっている施設なんでしょう。

○小林秀徳委員長 請井鳳来地域課長。

○請井貴永鳳来地域課長 令和6年度の決算状況で見させていただきますと、詳細に言いますと、電気料が12万円程度、薬剤費が6千円、あと材料費、今回砂を入れ替えましたんで、それが大体24万円程度かかっております。

あと、作業とかするときに住民の方で作業しますんで、そのときにお茶とかそういうち

よっと雑費が入っております。

以上です。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 砂の入替えは毎年ではないという数年ごとということに理解してましたけども、常時かかるのは10万円と。電気代と薬品代で11万円程度ということでもいいわけですね。1万2千円でも十分間に合うけど、砂の入替えのときの費用をストックするために、今回その範囲内で設定した金額にしておくという改定で理解してよろしいですか。

○小林秀徳委員長 請井鳳来地域課長。

○請井貴永鳳来地域課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第146号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第147号議案 新城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 本会議では東郷中こども園が今回その対象となる施設だということをお伺いしました。

乳児等通年支援事業には、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業とあるんですけど、どう違うのかなということと、東郷中こども園は一般型乳児等通園支援事業の対象施設ということでいいのかお伺いします。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 この余裕活用型と一般型の違いですが、余裕活用型はいわゆる余裕空き教室、空き部屋を使うものは余裕活用型というものになります。

この東郷中こども園は余裕活用型で実施していきます。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 余裕活用型ということで分かりました。

一般型は何かいろいろ基準が書かれてあったと思うんですが、余裕活用型も同じように適用基準というのが当てはまると思うんですけど、東郷中こども園はそれを満たしている施設という、現状でもう満たしているという施設でいいんでしょうか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 この基準につきましては、現在のこども園の基準と同等になっておりますものですから、今のこども園が基準を満たしておりますので、一般型につきましても余裕活用型につきましても、その基準はクリアしているということでございます。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 既存の建物で、既に基準は満たしていることで理解しました。

今回、東郷中こども園ということですけども、対象園児というのは何人でしたっけ、その受入れキャパというんですか、市内で1園だけでどれだけの希望があるのかなのか等も含めて、こういった形で受入れを選定するのか、マックスどれだけの数なのかとか、最初1人でも運営するんだとか、その辺の園児数の関係についてはいかがでしょうか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 まず、対象の園児、児童ですが、ゼロ歳から3歳未満児までの未就園児、まだこども園に通っていないお子さんが対象でございます。

一応、キャパ的には1日、午前9時から午前11時の2時間で2人という設定を、今考えてます。給食はなく、午後1時から午後3時まで、この2時間で2人、キャパ的には2人、2人の1日4人というキャパを想定しておりますが、どこまでこれに申し込んでもらえるかというのはちょっと未定ではあります。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 午前2人、午後2人、午前午後も同じ人というのは可能なのか、午前午後別々でマックス4人という解釈でいいんですか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 この利用の上限は一月10時間という上限でございますので、午前、午後2時間ずつ使われても結構ですが、それは通算4時間ということでトータルになっていきます。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

それでは、1日午前2人、午後2人ということですけども、希望者、どういう基準で選ばれるのか。2人しかなければいいんですけど、5人も6人も希望された場合にはどういった基準で選定されるのか。受入れ人数を増やしていく体制なのか、その辺はいかがですか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 まず、受入れ体制を増やすことは考えておりません。受入れの優先順位は一応、申込み順にはしていただいておりますが、申し込みしていただいて、あと面接はさせていただきます。それによって、オーケーであれば申込み順に受け入れていくということになります。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 先着順と言われると、ちょっと心配な部分があるし、先着順かつ面接でという、先着だったけど面接で落とされたとかいろんな心配が発生するんだけど、その辺が大丈夫かなと思うんですけど。

何かもう少し分かりやすく公平感が保たれるような選定の仕方というのはないのかなって単純に思ってしまったんですけど、その辺で保護者等から、苦情とは言いませんが、そういったので配慮願いたいようなことが発生する気がするんですけど、そういうシミュレーションはされてますでしょうか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 まずこの面接につきましては、その子を入れる入れないというふるいにかけるような面接ではなくて、その子の状態を確認する面接になります。どんな特性があるのか、どんなことに注意しないといけないのかというのをを行う面接でありますので、それによってあなたは駄目だよというようなふるいにかけるつもりはございません。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 でしたら、そういったことも含めてどういった方が対象になって、どういった方を受け入れるという事前の周知を、やっぱりしっかりやっていかないと誤解を受けて、申し込めば誰でも受けてもらえるのではないとか、早いもの勝ちみたいなことが広がってしまうと誤解を招くおそれがありますので、その辺のこの制度の意義と意味を十分理解していただくような周知をした上で、募集なり案内をするという形にしていかないと、問題がちょっと私は心配しておりますので、その辺の配慮をしっかりとお願いしたいということをお願いします。

それから、本会議では今後、東郷中こども園以外にもというような話で、その辺は様子見というようなことだったんですけど、その

様子見というのはどういう意味なのか、今回2人、2人で月10時間でもオーバーしてしまうような人が大勢来るのか、それ以上に申込みがあるとかいろんな状況によって、また今後対応していくと思うんですけども、その様子見という意味の捉え方をちょっと教えてください。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 この制度、少し冒頭申しましたけども、議会のときに、なかなか制度自体が好評ではないんです。何でかという、要はうちのこども園もそうですが、一時預かりという制度があって、今はその一時保育で、未就園児さんのそういった要望というのは全てうちはキャッチしてます。なので、あぶれることはないんです。

都会にはそういう制度があっても、なかなかまたさらに待機、待機ということで新しい制度ができたと思うんですが、うちはこの制度をやるまで子どもたちが待機しているとか、入れないなんていう状況がないもんですから、一時保育でほぼほぼカバーできている状況で、この制度になってくるとなると、じゃあ需要があるのかということでございます。

であります。国が一斉に制度をやりますから、まずはこの1年でやってみて、どれだけ需要があるのかという様子を見させていただいて、あればどんどん増やしていかなるを得ないということでございます。その様子見ということです。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第147号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第148号議案 新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 旧条例を全部見ればよかったんですけど、ちょっとあれですけど、第1条の中で、新の第12条で、法第33条の10の第1項各号と書いてあるんですけど、この各号ってどういう項目がありましたっけ、ちょっとそれだけ確認します。虐待等の禁止の中に出てくることなのか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 各号の児童福祉法でございますが、児童福祉法の中の第33条の各号なんです、各号の、ごめんなさい、一つ一つが今ちょっとすぐ思い出せないんですが、この児童福祉法の改正につきましては、保育所等の職員が虐待等を行った場合、保育所等の職員が通報するという義務を与えたものです。今までは保育所の通報義務というのがなかったんです。

ということで法改正されたもので条ずれを起こしたものでございまして、すみません、ちょっと各号の中身まではすぐには今お答えできません。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第148号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第149号議案 新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 乳幼児等の利用開始前の健康診断とありますけども、その健康診断のレベルを確認したいと思うんですけど、内容とかどのレベルの健康診断なのか。

○小林秀徳委員長 中山こども未来課長。

○中山恭成こども未来課長 まず問診です。あとは聴診器を当てる。それと、視覚検査、目の検査、それと歯の検査ぐらいだったと思います。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第149号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第150号議案 新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**小林秀徳委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第150号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小林秀徳委員長** 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第151号議案 新城市工業用水道事業給水条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** 本会議の質疑で大体内容は分かりましたが、工業用水を廃止して、水道で今度は給水するということでありました。設備的にというか給水量という意味合いの影響というものが上水道にあるのかないのか、その辺はどうでしょうか。

○**小林秀徳委員長** 小柳津経営課長。

○**小柳津啓之経営課長** 今現在、工業用水道で御利用いただいている水量になりますが、平均数値で1か月当たり1万立方メートル、年

間にしまして12万立方メートルほどになります。有海地内の企業団地への給水ですが、主に県営水道を使用しておりますので、今そちらの県営水道の1日当たり給水量を毎年契約することになっておりまして、基本料金を抑えるために今、必要最低限の給水申込みをしておりますので、そちら県営水道から購入する基本水量を、今が日8,000立方メートルのところを8,500立方メートルに基本水量を増やす予定をしております。

以上になります。

○**小林秀徳委員長** 鈴木達雄委員。

○**鈴木達雄委員** ですので、流れる一杯の量を増やすということですが、設備的な影響は特にないということですね、余裕ということで。

○**小林秀徳委員長** 小柳津経営課長。

○**小柳津啓之経営課長** 水道の本管の布設替えは行いましたが、その他の浄水場、配水池などの施設の更新を行う必要はございません。

○**小林秀徳委員長** ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 廃止に至った経緯につきましては理解しております。

これまでも、5つの企業にそれぞれ給水してたんですが、確かに定額制だったと思いますが、その定額における年間なのか月額なのか、年間の使用料、料金収入と工事施設を維持管理する年間の費用との比較というのはどんな状況だったんでしょうか。

○**小林秀徳委員長** 小柳津経営課長。

○**小柳津啓之経営課長** まず、年間の収入になりますが、年間約1,200万円の料金収入がございます。それに対する経費、費用につきましては、おおむね1,000万円を少し超える程度の費用になっておりますので、年間の利益が200万円程度出ていたような状況になります。

以上です。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 200万円程度があったということ、それは当然、利益として積み立てられたと思うんですけど。

以前も、決算審査のときに聞いたことあるんですけども、その当時は廃止ということではなくて施設更新という形で、その施設更新の積立金があまりにも少ないけど大丈夫かというようなことを聞いた覚えがあるんですけども。

今現状、その施設更新積立金というのはどの程度あるのかないのか、あったとしたらその取扱いをどうされるのかについてお伺いします。

○小林秀徳委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 令和6年度末決算時点の資金残高になりますが、約7,500万円の現金の残高がございます。

それに対しまして、施設を今後、撤去していくことになるんですが、その施設撤去に係る費用が今、手持ちの残高では賄えないであろうという試算になっておりまして、その不足する分については一般会計からの繰入れで撤去工事などを行っていくことになっております。

以上になります。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。そういう形で施設更新のための費用を撤去費用に充てるということで理解しました。

それから、これで県水と言われましたけど、上水に切り替えた場合、これまでみたいな定額制ではなくなる、メーター制になるのかな、そういう形でいくと引込み管の径とかそれによって値段も変わってくると思うんですけど、今までの使用水量、実績と比べて上水にした場合の料金の差額というんですかね、負担の違いというのは、どの程度の見込みを想定されてるのか、各企業ごとに当然、使用水量が違ってたと思うんですけど、その辺も見込ん

だ上で、今までの工業用水道での負担と、これから上水にしていっていった場合の費用負担の違いというのはどの程度になるんでしょう。

○小林秀徳委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 工業用水道の料金体系なんですけど、委員おっしゃられるように、責任水量制を採用しておりまして、1日当たりの給水量、1日当たりどれだけ使うという水量を事前に申し込みいただいておりますので、その1日当たりの水量掛ける30日で料金を出しておりますので、実際、契約水量使わなくても申込み水量を料金でいただいております。

そちらの料金の加入5社の年間の料金になりますが、先ほど申しました1,200万円になります。それに対しまして、これまでの実際使われた数量を基に、今の上水道の料金で積算しました金額が約3,780万円ですので、その差額の2,500万円ほど加入企業5社の料金が増加することになります。

以上になります。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 2,500万円ぐらい負担が増えるけど、工業用水道の施設を更新したら、その水道料金は本会議では4倍の料金になる。それとの比較ということになってしまうと、まずはこちらの上水に切り替えたほうが、企業側にとってはメリットがあるという判断の下、各企業がこういった形で賛同いただいたということによろしいですね。

○小林秀徳委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 施設を更新した場合の試算になるんですが、こちらが加入企業5社と検討を開始した時点、令和元年度の試算になりますが、約9億4,000万円の資金が必要になる試算になっております。

それに対しまして、加入企業が5社と極めて規模が小さい事業になりますので、その9億4,000万円を加入企業5社の料金で賄うということになりまして、当初は手持ちの資金も少ないもんですから、ほぼ財源の全てを企

業債、借入に頼ることになります。企業債を借り入れますと利子負担も当然、出てきますので、その辺の将来的な料金と、上水道へ切り替えた場合の費用の増加を企業さんが判断しまして、加入企業5社とも上水道へ切り替えるという判断をさせていただいております。以上になります。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

こういった形で、工業用水道は廃止、廃止というかなくなるという。今、市内にも大型の企業団地の次の計画もありますし、ないし新城南部は工業用水道はないですね。

今後は、市としては工業用水道事業に一切手を出さないという理解でよろしいですか。今後、どんな企業団地が来て水が欲しいといっても新城市は工業用水道事業には手を出さないということでよろしいですか。

○小林秀徳委員長 小柳津経営課長。

○小柳津啓之経営課長 そうですね、上水道の経営状況も極めて厳しい状況でありますし、こちらの有海企業団地内の工業用水道事業につきましても、当初、県の企業庁の事業で企業団地が造成された際に、企業の進出を促すために工業用水道事業を設置しております。

当初の見込みがどのような形で出されたのかが不明なんです、施設能力としては1日当たり3,500立方メートルの施設能力をつくったんですが、実際に今、使用されてる方の給水申込みが日850立方メートルとかなり過大な施設になっておりますので、同じように工業用水道を造成したとしても、採算が取れるかということと将来的な更新費用なども考えますとなかなか工業用水道事業を営んでいくのは難しいのかなと考えております。

以上になります。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第151号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第166号議案 新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 最初に大代の議案が出ましたが、各給水施設の給水人口とその辺について、給水人口と年間の料金体系ちょっと分かりませんが、それぞれ一緒なのか年額幾らの体系でやってるのか、教えていただけますでしょうか。第166号議案から第175号議案の各給水施設についていかがでしょう。

○小林秀徳委員長 請井鳳来地域課長。

○請井貴永鳳来地域課長 先ほどの条例に載っております給水人口と使用量で述べさせていただきますと思いますが、順に言いますが、恩原給水につきましては給水人口が25人で月額1千円、次に、水ノ口給水が給水人口25人で月額1千円、中下島田給水が給水人口43人で月額1千円、北平給水が給水人口48人で月額が1千円、次に上島田給水が給水人口が35人で月額が1千円、黒沢給水が給水人口が22人で月額2千円、大林給水が給水人口47人で年額1万円、山中給水が給水人口40人で月額500円、恩原下給水が給水人口が38人で年額1万2千円、今回の大代給水が68人の年額が今回1万2千円が2万円という状況でござ

います。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 条例上の人数と、今の実際の人数に当然、差がありますよね、その辺についてはまだいいですけども、月額1千円ということは、大代と同じ1万2千円でやられると。ということは、ほかの施設も同じ問題が発生するおそれのある施設と理解しているのか。それとも、これらの施設は、今の料金体系で砂の交換も含めてしばらくは問題ないのか、その辺についての見込みはどうでしょう。

○小林秀徳委員長 請井鳳来地域課長。

○請井貴永鳳来地域課長 この料金ですが、今のところ今回全ての9組合に料金の改定が必要であるかという確認をさせていただきましたが、今回の大代以外は、特に今回は必要ないという御回答をいただいております。

中に積立金などもございますので、その積立金、その都度集めるという組合さんもございますので、その辺の事情がそれぞれ違いますので今回は全て確認させていただきまして、料金体系の変更は大代給水のみとさせていただいております。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。

大代が一番人数は、条例上は多かったけど実際はかなり21人と極端に減ってて、ほかの地域も減ってるのかなと推測しておりますけども、施設の砂の交換は大代と同じように費用がかかるのかなと、そこが心配ですけど、やっていけるということなら、またいいです。

最後に確認ですけども、山中給水の指定管理団体の住所が豊橋になってますけど、これの理由について教えてください。

○小林秀徳委員長 請井鳳来地域課長。

○請井貴永鳳来地域課長 施設を利用する組合員は居住者並びに地域外に住まわれてますが、そこに家屋を持ち、田畑や山林を管理するために家屋がある、いわゆる空き家状態と

いう方もいます。その方も組合員として、利用するものとして入っております。

今回、山中給水につきましては、これまで組合の代表していた居住者の方が高齢になってしまったために代表を退きたいということがございまして、今回、市外に住まわれている事務や管理ができるという方が代表となり、今回、申請をいただいたというものでございます。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 大丈夫と言ってるなら大丈夫だろうけど、豊橋の人がそんな定期的に管理するのかどういう形なのか、お金の管理だとか、施設の管理を含めて大丈夫かなという心配は後々問題にならないですよ。それだけ心配です。

○小林秀徳委員長 質疑が1つ向こうへ行っ指定管理者のほうに入ってますので、一旦この議案は、よろしいでしょうか、滝川委員。

○滝川健司委員 いいよ。

○小林秀徳委員長 それでは、第166号議案、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第166号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第167号議案 新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第167号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第168号議案 新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第168号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第169号議案 新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第169号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第170号議案 新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第170号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第171号議案 新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第171号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第172号議案 新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第172号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第173号議案 新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 さっき山中給水の給水人口は40人と言っていましたけど、実際は何人なんですか。

○小林秀徳委員長 請井鳳来地域課長。

○請井貴永鳳来地域課長 実際の山中の現在の給水利用者ですが、6戸の12名となっております。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 6戸12名、4分の1ぐらいになってしまって、500円でやっていけるといのがちょっとよく分かりませんけど。

先ほど、豊橋の方が指定管理を代表してということ、その方が実際に維持管理だとか、お金、集金とか引き落としとかそういうのはまた違うでしょうけど、そういうことを全部やっていただけるという形になっておるのだと思うんですけど、大丈夫ですね。

○小林秀徳委員長 請井鳳来地域課長。

○請井貴永鳳来地域課長 山中給水の利用者、空き家の地区外の方も含めてかなり御高齢になっております。実際、フットワークよく動けたり周りの皆さんの面倒を見れる方、その方も70代なんですけど、その方が一番若いというか、そういう状況になってございますので、毎週、山中のほうへ見えまして、周りの皆さんの管理、田畑を見ながら管理をしておると伺っておりますので、何回も今回ヒアリングはさせていただいたり、今回の決算とかも確認をさせていただいておりますので、任せられると判断しております。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 山中というのは、海老山なのか、実際の場所はほかのところは大体分かったんですけど、ここだけちょっとはつきり分からなかったんですけど、住所的にはどこということですかね。

○小林秀徳委員長 請井鳳来地域課長。

○請井貴永鳳来地域課長 ちょっと言葉で、皆様が御存じなのかがちょっとあれですけども、海老という地区がございます。そこと、鳳来西地区の恩原とか、国道257号線沿いのちょうど山の間の谷になるんですけども、

分かりますかね、どっちかというと鳳来北西部地域になります。

○小林秀徳委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 分かりました。かなと思っただけです、中島という大字のそこかな。多分、山中ってあの辺だなと思ったんですけど、分かりました。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第173号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第174号議案 新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第174号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第175号議案 新城市鳳来簡易給水施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第175号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第177号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 次の議案も一緒かもしれませんが、契約にうたってある工期はいつまでなのか伺います。

○小林秀徳委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 工期で400日と明記させていただいておりますが、今回の議会で議決していただいた後、予定では再来年の令和9年1月28日を予定しております。

○小林秀徳委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 そうしますと、今度の夏というわけにはいかないということですね。

○小林秀徳委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 9月補正で予算要

求させていただいた際には、1学期中ということで答弁させていただいておりましたが、10月に発注する段階で、受変電設備、キュービクルの規格が、2026年4月から変わりました、今製造しておる旧規格のものがつかないということが発注する際に分かりまして、9月の時点ではその情報が入ってなく、入札する際の工期設定のときに分かったということがありまして、新しい規格がすぐさま入るという保証がメーカーにもございませんので、最大の1月末までを予定して400日と取っております。

○小林秀徳委員長 鈴木達雄委員。

○鈴木達雄委員 次の議案にも関わってくるんですけど、その6校全てにそのキュービクルの受電の関係の変更が必要ということですか。

○小林秀徳委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 全ての施設において、6校とも必要になってこようかと思えます。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑ありませんか。
滝川健司委員。

○滝川健司委員 まず、第177号議案だけど、作手中学で機械室が入ってるんですけど、その機械室というのはどういう機械室なのか、機械室もエアコンを入れる対象になる、生徒たちが何か機械を使う部屋なのか、いわゆる機械室というとそこではない部屋に思えてしまったんですけど、どうしてこの機械室が必要なのか分かりますか。

○小林秀徳委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 機械室と明記してありますが、昔で言う技術室、家庭科室と技術室と併設しておりますので機械室という名の技術室になります。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 技美術室と書いて、その隣にある機械室と書いてあるもので、技術室はこっちにあるし、分かりました。必要な部屋

だということで理解しました。

それから、予算のときに聞けばよかったんですけど、再度確認します。この財源の内訳というのは一般会計以外にどういった財源、学校施設整備何とか費用とかいろいろあると思うんですけど、どういった費用が充当されてるのでしょうか。

○小林秀徳委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 こちらの財源ですが、国庫補助金が入っておらず、緊急防災整備事業の緊防債という、緊急防災整備事業という地方債になります。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 防災が使えるなんて知らなかったんですけど、使えるものは何でも使っていた方がいいと思います。

それから、先ほどキュービクルの入替えの話ありましたが、この空調の方式は電気なのかガスなのか、ガスだけど電気も必要だからキュービクルを変えるのか、あと一般教室等のエアコンは確かガスだったような気がしたんですけど、ちょっとその辺の熱源の形を教えてください。

○小林秀徳委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 熱源方式ですが、ガスヒートポンプ、GHPというのですが、そちらが八名中学校と鳳来中学校。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、八名中学校がガスヒートポンプで、あと作手、千郷は普通の電気式と。これは、普通教室もそういう形になって合わせてあるということでもいいのかな。

○小林秀徳委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 普通教室とはまた別に今回整備することで、イニシャルコスト、ランニングコストをまず調査しまして、それにより今回つけることで、トータルコストがどちらが安いかということで判断しておりますので、普通教室が例えばガスヒートポンプだった場合も同じくというパターンではござ

いません。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 分かりました。ランニングコストを考えて決められたということで。

あと、これ参考図となってますけども、学校ごとの工事費というのは当然、出てると思うんですけど、学校ごとの契約金額というの一括でやられてるんで難しいと思うんですが、今、答えれますか。

○小林秀徳委員長 大蔵教育総務課長。

○大蔵功幸教育総務課長 すみません。ただいまちょっと手持ちはございませんが、設計額ベースで、共通費は按分しておりますが、各学校ごとの工事費は出ております。

すみません。手元に資料がございませんが、出してはあります。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 設計ベースではなくて、契約の締結ですので、契約金額ごとのあれが分かればと思ったんですけど、また後ほどでも結構ですので教えてください。

あと、普通教室は分かるんですけど、こういった特別教室というんですか、これを年間の使用状況というのは普通教室と比べてそんなに使用頻度は高くないと思うんですけど、冬場の暖房も入れ、夏場の冷房を入れ、秋、春はなしとしてどの程度の割合でその普通教室と比べて特別教室というのは利用されておるのかなというのをちょっと確認したかったんですが、資料がなければ結構ですけども、そんなことを思っていました。

あと、作手ってエアコン要らないってよく言われるけど、実際入れてみて、そんなことないですか。最近は温かくて要るようになってるんだ。分かりました。あえて聞かないでおきます。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第177号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第178号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○小林秀徳委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 さっきと同じですけども、請負金額ベースの各学校ごとの工事金額と、請負金額ベースの財源内訳を、また後ほどで結構ですので提出してください。

○小林秀徳委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○小林秀徳委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第178号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の

審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林秀徳委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもって、厚生文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2 時35分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長